

株 主 各 位

富山市総曲輪一丁目6番21

日医工株式会社

代表取締役社長 田 村 友 一

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成28年6月16日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 富山県滑川市下梅沢205-1
日医工株式会社 開発品質管理センター（ハニカム棟）6階多目的ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第52期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの内容決定の件
 - 第5号議案 スtock・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件
4. 議決権行使についてのご案内
 - (1) 郵送による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月16日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご返送ください。
 - (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、62頁から63頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成28年6月16日（木曜日）午後5時40分までに議案に対する賛否をご入力ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nichiiko.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、概ね景気回復基調で推移し雇用情勢などでも改善がみられてきましたが、下期にかけて中国を中心とした新興国経済の失速への不安感や、年明け以降の為替の急速な円高進行などから、先行きの不透明感を懸念する見方も出てきています。

医薬品業界におきましては、平成27年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015」（いわゆる「骨太方針」）が閣議決定され、後発医薬品のシェアは「2017年央に70%以上とするとともに2018年度から2020年度までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」という新たな目標が設定されました。更に平成28年度薬価制度改革で、長期収載品について「一定期間を経ても後発医薬品への適切な置き換えが図られていない場合の『特例的な引下げ』の対象」を算定するための後発医薬品の置き換え率が引き上げられるなどし、更なる後発医薬品の普及に向けた取り組みが進められています。

一方で、新規後発医薬品の薬価の上限が先発品の100分の60から100分の50に引き下げられるなどの改正が行われ、後発医薬品製造業にとっては需要拡大とコスト圧縮への対応が大きな課題となっています。

このような環境下で当社は、「ジェネリックメーカー世界TOP10」を目指す第6次中期経営計画「Pyramid」（平成25年3月期～平成28年3月期）の最終年度として、一層の業績伸長を図るべく諸施策を実施してまいりました。

製品においては、平成27年6月に「オーソライズドジェネリック製剤」である『クロピドグレル錠25mg「SANIK」』及び『クロピドグレル錠75mg「SANIK」』をはじめとした9成分17品目、平成27年12月には成分名・規格・会社名を錠剤両面に印刷した『アムバロ配合錠「日医工」』など9成分20品目を新発売いたしました。

またバイオシミュラー製品につきましては、平成27年9月に、先行バイオ医薬品であるレミケード®と同等性/同質性を示すデータが得られたことから抗ヒトTNF- α モノクローナル抗体薬（一般名：インフリキシマブ（遺伝子組換え）バイオ後続品）を、製造販売承認申請いたしました。更に、平成28年3月には一般名リツキシマブ（遺伝子組換え）バイオ後続品のグローバル販売権の払い込みも完了し、既に販売権を取得していた一般名トラスツズマブ（遺伝子組換え）バイオ後続品とともに、3成分の

グローバルでの開発を進めております。

海外展開につきましては、米国市場での展開加速を図るために上記トラスツズマブの日米同時開発を進めておりますが、アジア市場でも平成27年7月にタイのBangkok Lab and Cosmetic社と当社製品のタイ市場での上市サポートなどを内容とした業務提携を行い、平成27年8月にはベトナムで業務提携をしているHanoi Pharma社の協力を得て2製品の製造販売承認を得て平成28年1月から販売を開始いたしました。

生産体制面では上記「骨太方針」を踏まえたジェネリック医薬品市場の急速な拡大に対応し、平成33年3月期までに総供給可能数量210億錠体制を目指して富山第一工場と日医工ファーマテック株式会社静岡工場の設備増強及び富山第一工場内での製造棟新設を計画し進めています。

以上に加え平成27年12月に資本提携解消に伴う韓国のBinex社株式の売却もあり、当連結会計年度の業績は、売上が1,435億13百万円（前連結会計年度1,270億21百万円）、営業利益が129億10百万円（前連結会計年度96億19百万円）、経常利益122億89百万円（前連結会計年度96億15百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益110億31百万円（前連結会計年度65億92百万円）と、大幅な増収増益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は98億80百万円ですが、次のとおり記載すべき事項はありません。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

記載すべき事項はありません。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

記載すべき事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

記載すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 49 期 (平成25年 3 月期)	第 50 期 (平成26年 3 月期)	第 51 期 (平成27年 3 月期)	第 52 期 (当連結会計年度) (平成28年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	93,926	103,622	127,021	143,513
経 常 利 益 (百万円)	8,470	7,085	9,615	12,289
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,129	4,588	6,592	11,031
1 株当たり当期純利益 (円)	128.14	104.75	110.26	184.45
総 資 産 (百万円)	102,921	129,130	139,834	161,128
純 資 産 (百万円)	48,810	66,195	74,487	82,597
1 株当たり純資産額 (円)	1,236.93	1,112.19	1,246.36	1,377.53

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
日医工ファーマテック株式会社	100百万円	100.0%	医 薬 品 製 造 業
ヤクハン製薬株式会社	60百万円	100.0%	医 薬 品 製 造 販 売 業
株式会社日医工オオサカ	20百万円	100.0%	医 薬 品 販 売 業

(4) 対処すべき課題

近年わが国におきましては、社会保障費の対策が急務とされ、そのひとつの対策として低コストのジェネリック医薬品の普及が推進されております。平成27年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015」（いわゆる「骨太方針」）にて、後発医薬品のシェアを「2017年央に70%以上とするとともに、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上とする」という目標が設定され、今後もジェネリック医薬品の需要が拡大していくものと考えられます。

その一方でジェネリック医薬品メーカーに対しては、安定供給体制の整備、品質確保、情報提供の充実等、ジェネリック医薬品に対する信頼性の向上や、薬価引き下げに対するコスト圧縮に向けての取り組みが強く求められております。

このような状況の中で当社グループは、平成28年5月に、第7次中期経営計画「Obelisk」（平成29年3月期～平成31年3月期）を策定し、「圧倒的な存在感で創造をチカラに世界へのテイクオフ」をビジョンとして、次なる3年間で「世界市場に挑戦するための準備段階から新しい領域への発進」する期間と位置づけ、次に掲げる3つの基本戦略と世界TOP10入りを支える企業基盤充実に実行してまいります。

- ① 『シェアUP力』 ～国内ジェネリック医薬品市場で15%シェア確立
- ② 『供給能力』 ～超品質に基づく185億錠供給体制確立
- ③ 『開拓力』 ～バイオシミラー・米国市場への参入

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、医薬品、医薬部外品等の製造、販売を事業として行っております。

なお、当社グループの主要製品群は次のとおりであります。

- ・医療用医薬品（循環器官用薬、消化器官用薬、抗生物質製剤、呼吸器官用薬、中枢・末梢神経系用薬、他）、医療用消毒薬等

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

当 社	本社：富山県富山市 富山第一工場：富山県滑川市 愛知工場：愛知県春日井市 山形工場：山形県天童市 日医工物流センター：富山県滑川市 西日本物流センター：神戸市西区 札幌支店：北海道北広島市 関東支店：さいたま市大宮区 東京第二支店：さいたま市大宮区 大阪支店：大阪市西区 福岡支店：福岡市博多区	東京本社：東京都中央区 富山第二工場：富山県滑川市 埼玉工場：さいたま市西区 開発品質管理センター：富山県滑川市 東日本物流センター：埼玉県久喜市 北海道物流センター：北海道北広島市 仙台支店：仙台市青葉区 東京第一支店：東京都中央区 東海北陸支店：名古屋市中区 広島支店：広島市中区
日 医 工 フ ァ ー マ テ ッ ク 株 式 会 社	本社：富山県富山市	静岡工場：静岡県富士市
ヤ ク ハ ン 製 薬 株 式 会 社	本社：北海道北広島市	北海道工場：北海道北広島市
株 式 会 社 日 医 工 オ オ サ カ	本社：大阪府東大阪市	

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,142 (615) 名	4名増 (54名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び期間契約の従業員は（ ）内に期末人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
901 (443) 名	39名増 (53名増)	42.0歳	13.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び期間契約の従業員は（ ）内に期末人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 陸 銀 行	9,212百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,500百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 93,500,000株
- ② 発行済株式の総数 60,662,652株
- ③ 株主数 29,991名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 T A M U R A	4,522千株	7.56%
株 式 会 社 北 陸 銀 行	2,891千株	4.83%
サ ノ フ ィ 株 式 会 社	2,846千株	4.76%
株 式 会 社 拓	2,122千株	3.55%
田 村 友 一	1,786千株	2.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,436千株	2.40%
ニ プ ロ 株 式 会 社	1,321千株	2.21%
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	1,319千株	2.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,151千株	1.92%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,092千株	1.83%

(注) 1. 持株比率は自己株式（846,504株）を控除して算出しております。

2. 株式会社拓は株式会社TAMURAの完全子会社であります。

⑤ その他の株式に関する事項

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を平成23年7月より導入しております。本プランでは、当社が信託銀行に「日医工従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、設定後5年間にわたり「日医工従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が取得する規模の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。なお、当事業年度末に従持信託が所有する当社株式数33,700株は本項における自己株式に含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成28年3月31日現在)

名称 (発行日)	発行 決議日	新株予約権 の数	取締役の 保有者数	新株予約権 の目的となる 株式の種類 と数	新株予約権1個 当たりの払込 金額	新株予約権 の行使に際 して出資さ れる財産の 価額	権利行使期間	行使の条件 について
2012年度新株予約権 (平成24年7月18日)	平成24年 6月22日	2,202個	7名	普通株式 22,020株	1個当たり 15,810円(注)1	1株当たり 1円	平成24年7月19日から 平成54年7月18日まで	(注)3
第1回中期新株予約権 (平成25年5月31日)	平成25年 5月14日	1,488個	7名	普通株式 14,880株	1個当たり 21,410円(注)1	1株当たり 1円	平成28年7月1日から 平成28年9月30日まで	(注)2、3
2013年度新株予約権 (平成25年7月18日)	平成25年 6月21日	1,050個	7名	普通株式 10,500株	1個当たり 21,470円(注)1	1株当たり 1円	平成25年7月19日から 平成55年7月18日まで	(注)3
2014年度新株予約権 (平成26年7月15日)	平成26年 6月20日	2,240個	7名	普通株式 22,400株	1個当たり 13,260円(注)1	1株当たり 1円	平成26年7月16日から 平成56年7月15日まで	(注)3
第2回中期新株予約権 (平成27年5月29日)	平成27年 5月12日	1,745個	7名	普通株式 17,450株	1個当たり 28,510円(注)1	1株当たり 1円	平成28年7月1日から 平成28年9月30日まで	(注)2、3
2015年度新株予約権 (平成27年7月14日)	平成27年 6月19日	1,083個	7名	普通株式 10,830株	1個当たり 34,170円(注)1	1株当たり 1円	平成27年7月15日から 平成57年7月14日まで	(注)3

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとします。
2. 第6次中期経営計画の最終年度にあたる平成28年3月期において、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の4項目について2項目以上公表値(当初計画値と修正値のいずれか)を上回った場合に権利行使できるものとします。
3. 行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約の定めによるものとします。
4. 社外取締役及び監査役は保有しておりません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称 (発行日)	発行 決議日	新株予約権の数 (使用人等への交付状況)		新株予約権 の目的となる 株式の種類 と数	新株予約権1個 当たりの払込 金額	新株予約権 の行使に際 して出資さ れる財産の 価額	権利行使期間	行使の条件 について
		当社 使用人	子会社の役員 及び使用人					
第2回短期新株予約権 (平成27年5月29日)	平成27年 5月12日	319個 (9名)	—	普通株式 3,190株	1個当たり 28,790円(注)1	1株当たり 1円	平成27年6月1日から 平成27年8月31日まで	(注)4
第2回中期新株予約権 (平成27年5月29日)	平成27年 5月12日	632個 (9名)	—	普通株式 6,320株	1個当たり 28,510円(注)1	1株当たり 1円	平成28年7月1日から 平成28年9月30日まで	(注)2、4
2015年度新株予約権 (平成27年7月14日)	平成27年 6月19日	120個 (10名)	—	普通株式 1,200株	1個当たり 34,170円(注)1	1株当たり 1円	平成27年7月15日から 平成57年7月14日まで	(注)4
第7回新株予約権 (平成27年10月14日)	平成27年 9月14日	430個 (69名)	70個 (10名)	普通株式 50,000株	金銭の払込み を要しない	1株当たり 3,045円	平成29年10月14日から 平成32年9月30日まで	(注)3、4

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとします。
2. 第6次中期経営計画の最終年度にあたる平成28年3月期において、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の4項目について2項目以上公表値(当初計画値と修正値のいずれか)を上回った場合に権利行使できるものとします。
3. 新株予約権者は権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
4. 行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約の定めによるものとします。

③ その他新株予約権等に関する重要事項 該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田村友一	
代表取締役専務執行役員	金剛寺敏則	営業本部統括担当兼営業本部長
代表取締役専務執行役員	浦山秀好	安定供給管理責任者 (信頼性保証本部・生産本部統括担当)
取締役専務執行役員	赤根賢治	社長室担当兼内部監査担当
取締役常務執行役員	河上大山	調達本部長兼特命担当
取締役常務執行役員	吉川隆弘	開発・企画本部長
取締役常務執行役員	稲坂登	管理本部長
取締役	高木繁雄	富山商工会議所会頭 株式会社北陸銀行特別顧問 北陸電力株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジーズ株式会社社外監査役
取締役	酒井秀紀	富山大学大学院医学薬学研究部教授
常勤監査役	杉好人	
監査役	今村元	今村法律事務所代表 弁護士 田中精密工業株式会社社外監査役
監査役	堀仁志	堀税理士法人代表社員 公認会計士、税理士 タイト株式会社社外取締役
監査役	佐藤孝	公認会計士佐藤 孝事務所 所長 公認会計士、税理士 岐阜信用金庫員外監事

- (注) 1. 取締役高木 繁雄及び酒井 秀紀の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役今村 元、堀 仁志及び佐藤 孝の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役堀 仁志及び佐藤 孝の両氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役高木 繁雄及び酒井 秀紀、監査役今村 元、堀 仁志及び佐藤 孝の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

5. 当事業年度において、取締役の地位及び担当が次のとおり変更されました。

氏 名	日 付	変 更 前	変 更 後
河 上 大 山	平成27年4月1日	取締役常務執行役員 経営企画本部長	取締役常務執行役員 購買部担当兼特命担当
	平成27年10月1日	取締役常務執行役員 購買部担当兼特命担当	取締役常務執行役員 調達本部長兼特命担当

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	9名	319百万円
監 査 役	4名	25百万円
合 計 (うち社外役員)	13名 (5名)	345百万円 (21百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年2月27日開催の第42期定時株主総会決議において年額300百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、平成24年2月28日開催の第47期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役のストック・オプション報酬額は、短期及び中期株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額165百万円、長期株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額100百万円を上限とすると決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年2月27日開催の第42期定時株主総会決議において年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- ・取締役7名 110百万円

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況並びに当社と当該兼職先との関係

- ・取締役 高木 繁雄氏は、富山商工会議所会頭、株式会社北陸銀行特別顧問、北陸電力株式会社社外取締役、セーレン株式会社社外監査役及び川田テクノロジーズ株式会社社外監査役であります。株式会社北陸銀行は当社の主要な借入先及び大株主であります。当社と富山商工会議所、北陸電力株式会社、セーレン株式会社及び川田テクノロジーズ株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 酒井 秀紀氏は、富山大学大学院医学薬学研究部教授であります。当社は富山大学に寄付を行っております。
- ・監査役 今村 元氏は、今村法律事務所代表及び田中精密工業株式会社社外監査役であります。当社と今村法律事務所及び田中精密工業株式会社との間には特別の関係はありません。

- ・監査役 堀 仁志氏は、堀税理士法人代表社員及びダイト株式会社社外取締役であります。当社と堀税理士法人との間には特別の関係はありません。なお、当社とダイト株式会社との間には製品仕入等の取引があります。
- ・監査役 佐藤 孝氏は、公認会計士佐藤 孝事務所所長及び岐阜信用金庫員外監事であります。当社と公認会計士佐藤 孝事務所及び岐阜信用金庫との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	高 木 繁 雄	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席しており、豊富な経験と高い見識に基づいて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。上記のほか、書面決議を2回行っております。
取 締 役	酒 井 秀 紀	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席しており、専門知識と見識に基づいて取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。上記のほか、書面決議を2回行っております。
監 査 役	今 村 元	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回、監査役会12回のうち10回に出席しており、弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果に対する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。上記のほか、取締役会の書面決議を2回行っております。
監 査 役	堀 仁 志	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席しており、公認会計士、税理士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果に対する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。上記のほか、取締役会の書面決議を2回行っております。
監 査 役	佐 藤 孝	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席しており、公認会計士、税理士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査結果に対する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。上記のほか、取締役会の書面決議を2回行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 非監査業務の内容
当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。
 - ④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。
 - ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を以下のとおり決議し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について整備を図っています。

1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

コンプライアンス体制の基礎として、日医工グループ企業行動憲章、日医工グループ役員・社員行動基準及び日医工グループコンプライアンス規程を制定し、法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。代表取締役社長は繰り返しその精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。それを具現化するため、代表取締役社長を委員長、各本部長・取締役等を委員とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備

及び維持を図ることとする。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当取締役が委員長を務め、日医工グループを横断的にコンプライアンス上の問題点の把握、分析、対策実施に努め、規則・ガイドライン等の策定及び研修を実施する。

各本部・子会社においてコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかにコンプライアンス委員会に報告することになっており、コンプライアンス委員会はあわせて内部通報制度規程による情報の確保にも努め、報告内容を調査し、再発防止策を各業務部門と協議の上、決定し全社的に再発防止策を実施させ、リスク管理委員会、代表取締役社長及び取締役会に報告する。

コンプライアンス担当取締役、監査役会、内部監査グループ、会計監査人は定期的に会合を持ち、情報の交換に努め、その結果をコンプライアンス委員会に報告する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然たる行動をとり、不当・不法な要求に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

2) その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

i) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規定、文書管理規定及び機密文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規定、文書管理規定及び機密文書管理規定により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。必要に応じて、10年間は閲覧可能な状態を維持する。

情報セキュリティ基本方針及びその他情報セキュリティ関連規定に従い、電子情報の保護、管理、活用の水準向上及び円滑化を図る。

ii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、日医工グループリスク管理規程を定め、代表取締役社長を委員長、各本部長・取締役等を委員とするリスク管理委員会を設置して、リスク管理基本方針に基づき、グループ事業の推進・拡大及び企業価値に影響を及ぼす可能性のあるリスクに対し、リスク管理体制やリスク管理の一連のプロセスの構築を通じて経営に重大な影響を及ぼすリスクを特定し、適切な対策を実施することにより、事業の継続的・安定的発展を確保する。

iii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

企業目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を各業務担当取締役が決定し、事業活動を行う。ITを有効活用し、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを整備する。

iv) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備」に関する基本方針を準用する。

v) 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

当社が設置した内部統制委員会は、当社グループの内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を整備する。当社取締役、執行役員、部長及び子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部体制の確立と運用の権限と責任を有する。当社の内部監査グループは、当社グループの内部監査を実施し、その結果を内部統制委員会及び各部門の責任者に報告し、内部統制委員会は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用にあたる。

また、内部監査グループは内部統制の有効性を評価し、不備の評価結果に対しては是正に関する提言を行うとともに、是正結果を含めて取締役会に報告する。

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、関係資料等の提出を求める。
- ・当社は、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するための子会社会議を開催する。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループのリスク管理について定める日医工グループリスク管理規程において子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループのリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループのリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループの経営計画や予算等を定める。

ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、「日医工グループ企業行動憲章、日医工グループ役員・社員行動基準」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるよう当社グループの全ての役員に周知徹底する体制を整備させる。

- ・当社は、当社グループの役職員に対して年1回のコンプライアンス研修を行い、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために内部通報体制を整備する。
- vi) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査役の職務を補助するため、専任の使用人を置く。使用人の人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。
- vii) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 監査役の業務補助に従事する使用人は、監査役より指示された監査業務の実施に関して、取締役の指揮命令系統から独立している。
- viii) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ix) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - イ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度規程による通報状況及びその内容を定期的に報告する。
 - ロ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - ・子会社の役員及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ・子会社の役員及び使用人は、法令等の違反行為、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、ただちに当社の子会社管理担当部門へ報告を行うか、または内部通報担当部門に通報する。
 - ・当社の内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の担当部門は、定期的に当社監査役に子会社における現状を報告する。
 - ・内部通報の担当部門は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役に対して報告する。
- x) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に

周知徹底する。

- xi) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

- xii) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1) 当社及び子会社等のコンプライアンス

- ・日医工グループ企業行動憲章、日医工グループ役員・社員行動基準及び日医工グループコンプライアンス規程等に沿った適正な業務遂行のために、日医工グループの役職員に対してコンプライアンス研修を年1回実施しています。またコンプライアンスに関わる情報を定期的にグループ内に配信し、コンプライアンスの周知を図っております。
- ・内部通報については、問題の早期発見、是正を図るために定期的に開催されるコンプライアンス委員会で報告しています。

2) 当社及び子会社等のリスク管理

- ・リスク管理委員会を定期的に開催し、日医工グループの状況確認と対策実施を行っております。
- ・リスク管理委員会においては、経営に重大な影響を及ぼすリスクを洗い出し見直ししております。その中で優先順位をもって委員会・プロジェクトチームを設ける等、リスクに対応した適切な対策を実施しています。
- ・日医工グループの情報セキュリティ対策を進めるとともに、事業継続計画（BCP）を策定しており、防災ハンドブックを作成、役職員に配布しています。

3) 監査役の監査体制

- ・監査役は全員が取締役会に出席し、さらに代表取締役社長との定期会合や会計監査人及び内部監査部門との意見交換を行います。
- ・常勤監査役が毎週開催される経営会議やその他重要な会議への出席及び稟議書類等の重要書類を閲覧し、毎月1回開催する監査役会に報告することで取締役の職務の執行の監査を行うとともに、日医工グループの取締役や使用人からのヒアリングを通じてグループの内部統制システム全般のモニタリングを行っております。
- ・当社では監査役の職務を補助すべき使用人を1名配置しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成26年6月20日開催の当社第50期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しております。

① 基本方針の内容

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。

大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、かかる買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

従いまして、上記のような企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案、またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが、株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、かねてより企業価値向上に向けての中期経営計画策定や、コーポレート・ガバナンスの充実など様々な取組みを行ってまいりました。

これらの取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させ、それが当社の株式の価値に適正に反映される結果、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為が困難になり、上記①の基本方針の内容の実現に資するものであると考えております。

1) 企業価値向上への取組み

当社は、昭和40年の創業以来、健康生活を願う人々の期待に応えるため経済性に優れた品質の高い医療用医薬品の製造販売を続けてまいりました。当社の主力事業はジェネリック医薬品ですが、独自開発した新薬の拮抗性鎮痛剤「セダベイン注15」や海外から導入したテオフィリン徐放性製剤「ユニコン錠」などの新薬も販売しており、新薬開発の経験を活用したジェネリック医薬品の開発を重ねる中、全国の医療機関等で当社製品を採用していただいております。

また、ジェネリック医薬品メーカーとしては初めて昭和55年に名古屋証券取引所第二部、昭和56年には大阪証券取引所第二部に株式上場を行い、平成18年11月にはそれぞれ第一部に指定され、平成22年12月1日には東京証券取引所第一部に株式上場いたしております。

近年、わが国におきましては社会保障費の対策が急務とされております。医薬品業界におきましては、平成27年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015」（いわゆる「骨太方針」）が閣議決定され、後発医薬品のシェアは「2017年央に70%以上とするとともに2018年度から2020年度までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」という新たな目標が設定されました。更に平成28年度薬価制度改革で、長期収載品について「一定期間を経ても後発医薬品への適切な置き換えが図られていない場合の『特例的な引下げ』の対象」を算定するための後発医薬品の置き換え率が引き上げられるなどし、更なる後発医薬品の普及に向けた取り組みが進められています。一方で、新規後発医薬品の薬価の上限が先発品の100分の60から100分の50に引き下げられるなどの改正が行われ、後発医薬品製造業にとっては需要拡大とコスト圧縮への対応が大きな課題となっています。

当社経営陣は、中長期な視点に立ち、ジェネリック医薬品メーカーのプロフェッショナルとしてこれらの課題にスピーディに対応していくことによって、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益をさらに拡大できるよう最善の努力を尽くしていかねばならないと認識しております。

2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、上記①基本方針の実現に資する取組みとして、上記1)の企業価値向上への取組みに加え、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めております。

当社は、法令遵守を徹底し、経営の透明性、企業倫理の意識を高め、的確な意思決定と迅速な業務執行を行っていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、その充実・強化が経営上の重要課題であると認識しています。

当社グループは「我々は、我々のジェネリック医薬品が世界の患者・薬剤師・医師・卸売業者・製薬企業に必要とされ、提供し続ける為に自ら存続する努力を行い、ジェネリックメーカーとして世界で卓越する。」をミッション・ステートメントとし、経営の自律性を高め、長期的・持続的に株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーとの適切な関係を維持し、説明責任をきっちり果たしていくことが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

具体的な取組みといたしましては、社外取締役及び社外監査役の選任や東京証券取引所の定めに基づく独立役員の届出を行うなど客観性及び透明性の高い、公正な経営監視体制の確立に努め

ております。また株主に対する取締役の責任を明確化するため、その任期を1年としています。さらに、当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制並びにその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制である内部統制システムについて内部統制委員会を設置し整備しており、運用状況についてもその概要を報告させていただいております。

今後とも、法令遵守を基本とした上で、社会の要求や各種リスクを的確に把握し、経営効率を高め、競争力を強化し、市場動向に果敢に挑戦できるための最適な意思決定の仕組みについて絶えず見直しを図り、迅速に対応していくことが当社グループにとって最良のコーポレート・ガバナンス確立の道であると認識し取り組んでまいります。

ジェネリック医薬品市場を取巻く環境が大きく変化する中、国民の皆様には経済性に優れ品質の高い医療用医薬品を提供し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めていくことによって、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしていきたいと考えております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月12日開催の当社取締役会において、平成26年6月20日開催の定時株主総会で出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同により承認可決されることを条件に本プランの導入を決定しました。また、本定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同により承認可決いただき本プランを導入いたしました。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのための必要時間を十分に確保できるための手続きを定めています。

本プランにおいては、次の i) 若しくは ii) に該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

- i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
- ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

本プランの詳細については、下記の当社のウェブサイトをご参照ください。

http://www.nichiiko.co.jp/finance/gif/4541_20140512_03.pdf (平成26年5月12日付プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」)

④ 本プランに対する当社取締役会の判断及び理由

当社の取締役会は、本プランの設計に関し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

1) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについての株主の皆様のご意見を反映するため、平成26年6月20日開催の定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同を得て可決されて本プランを導入いたしました。また、本プランの有効期間は、平成29年6月に開催される当社第53期定時株主総会の終結時までであります。その有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止とするものであり、株主の皆様のご意見が十分反映される仕組みとなっております。

2) デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止できるものとされており。従いまして、本プランはデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)ではありません。

3) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

4) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。

5) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、また一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断をはじめ本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置するなど、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する適切な利益還元を継続することを重要政策のひとつとして位置づけており、業績に対応した配当を基本としつつ、あわせて配当性向、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して決定する方針を採っております。

また、毎事業年度における剰余金の配当につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となっております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	101,624	流 動 負 債	64,262
現金及び預金	28,179	支払手形及び買掛金	15,993
受取手形及び売掛金	25,217	電子記録債務	14,200
電子記録債権	919	短期借入金	14,720
商品及び製品	26,092	1年内返済予定の長期借入金	3,781
仕掛品	9,177	リース債務	942
原材料及び貯蔵品	10,071	未払金	6,959
繰延税金資産	1,458	未払費用	669
その他	2,240	未払法人税等	3,813
貸倒引当金	△1,731	預り金	1,520
固 定 資 産	59,503	返品調整引当金	47
有 形 固 定 資 産	38,786	賞与引当金	1,128
建物及び構築物	17,734	その他	485
機械装置及び運搬具	9,890	固 定 負 債	14,267
工具器具及び備品	1,183	長期借入金	9,047
土地	6,299	リース債務	1,417
リース資産	1,940	繰延税金負債	112
建設仮勘定	1,739	再評価に係る繰延税金負債	219
無 形 固 定 資 産	6,479	退職給付に係る負債	3,413
のれん	634	資産除去債務	54
リース資産	237	その他	1
販売権	2,760	負 債 合 計	78,530
その他	2,847	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	14,237	株 主 資 本	79,964
投資有価証券	8,700	資本金	19,976
長期貸付金	4,619	資本剰余金	18,796
繰延税金資産	490	利益剰余金	42,589
その他	514	自己株式	△1,397
貸倒引当金	△89	自己株式申込証拠金	0
資 産 合 計	161,128	その他の包括利益累計額	2,371
		その他有価証券評価差額金	1,269
		土地再評価差額金	333
		為替換算調整勘定	897
		退職給付に係る調整累計額	△127
		新 株 予 約 権	260
		純 資 産 合 計	82,597
		負 債 純 資 産 合 計	161,128

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		143,513
売上原価		89,999
売上総利益		53,514
返品調整引当金戻入額		21
差引売上総利益		53,535
販売費及び一般管理費		40,624
営業利益		12,910
営業外収益		
受取利息	102	
受取配当金	48	
持分法による投資利益	85	
その他	245	482
営業外費用		
支払利息	127	
支払手数料	81	
売上債権売却損	189	
為替差損	538	
創立50周年記念事業費	117	
その他	49	1,103
経常利益		12,289
特別利益		
投資有価証券売却益	3,678	
持分変動利益	466	
その他	0	4,144
特別損失		
固定資産処分損	65	
長期前払費用除却損	760	
のれん償却額	241	
その他	7	1,074
税金等調整前当期純利益		15,359
法人税、住民税及び事業税	5,014	
法人税等調整額	△686	4,328
当期純利益		11,031
親会社株主に帰属する当期純利益		11,031

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
当 期 首 残 高	19,976	18,684	33,206	△1,543	-	70,324
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△1,648			△1,648
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,031			11,031
自己株式の取得				△1		△1
自己株式の処分		111		147	0	259
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）						-
連結会計年度中の変動額合計	-	111	9,383	145	0	9,640
当 期 末 残 高	19,976	18,796	42,589	△1,397	0	79,964

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為 替 換 算 定 調 整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,809	321	1,038	△142	4,026	137	74,487
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△1,648
親会社株主に帰属する 当期純利益							11,031
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							259
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）	△1,539	11	△140	14	△1,654	123	△1,531
連結会計年度中の変動額合計	△1,539	11	△140	14	△1,654	123	8,109
当 期 末 残 高	1,269	333	897	△127	2,371	260	82,597

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

日医工ファーマテック株式会社

ヤクハン製薬株式会社

株式会社日医工オオサカ

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

株式会社イーエムアイ

株式会社日医工医薬経営研究所

日医工ファーマ株式会社

NIXS Corporation

Nichi-Iko(Thailand)Co.,Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社数 1社

株式会社イーエムアイ

② 持分法適用の関連会社数 3社

アクティブファーマ株式会社

日医工サノフィ株式会社

Aprogen Inc.

③ 持分法を適用していない非連結子会社（株式会社日医工医薬経営研究所、日医工ファーマ株式会社、NIXS Corporation、Nichi-Iko(Thailand)Co.,Ltd.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

販売権 10年

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、返品実績率により、その売買差益見込額を計上しております。

ハ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

資金の調達に係る金利変動リスクを回避することを目的として金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却年数は10年間あります。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

税抜方式によって処理しております。

ロ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異については、15年で均等償却し、毎期の費用に計上しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定率法により翌連結会計年度から費用処理しております。

また、未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

⑦ 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(5) 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「販売権」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「販売権」は891百万円であります。

(6) 追加情報

（「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の会計処理について）

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

（i）取引の概要

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を平成23年7月より導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「日医工従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、設定後5年間にわたり「日医工従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が取得する規模の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において、持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当社株式売却益相当額が信託残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき当社が弁済することになります。

（ii）「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しておりますが、同実務対応報告第20項の経過的な取扱いに従い、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

（iii）信託が保有する自社の株式に関する事項

①信託における帳簿価額は61百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

②期末株式数は33,700株であり、期中平均株式数は68,177株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式から除いております。

(7) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形及び売掛金

自己信託等に伴う流動化残高は次のとおりであります。

自己信託等に伴う流動化残高 1,681百万円

(2) 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券(株式) 5,316百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 32,214百万円

(4) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保に供している資産

建物及び構築物 1,662百万円

機械装置及び運搬具 9百万円

工具器具及び備品 1百万円

土地 1,114百万円

現金及び預金(定期預金) 10百万円

合計 2,798百万円

上記に対応する債務

買掛金 24百万円

短期借入金 735百万円

1年内返済予定の長期借入金 221百万円

長期借入金 3,117百万円

合計 4,099百万円

(5) 偶発債務

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

アクティブファーマ株式会社 1,347百万円

(6) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額を固定資産評価基準にしたがって割戻しすることによって、地価公示価格相当額を算出しております。

② 再評価を行った年月日 平成13年11月30日

③ 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △807百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

たな卸資産評価損

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、洗替え方式により算定したたな卸資産評価損239百万円が売上原価に含まれております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	60,662,652	—	—	60,662,652
合計	60,662,652	—	—	60,662,652

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	(注1) 855	(注3) 14.30	平成27年3月31日	平成27年6月22日
平成27年11月4日 取締役会	普通株式	(注2) 795	13.30	平成27年9月30日	平成27年12月9日

(注1) 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式97,000株に対する配当金1百万円を含めて記載しております。

(注2) 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式69,400株に対する配当金0百万円を含めて記載しております。

(注3) 1株当たり配当額は、普通配当12.30円と記念配当2.00円であります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年6月17日開催の第52期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 998,929,672円
- ・ 配当金の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 16.70円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月20日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組指針

当社グループは、営業取引に係る支払計画及び医薬品の製造及び販売を行うための設備投資計画等に基づき、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い短期的な預金等で運用しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は実施しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っております。

投資有価証券である株式については、発行会社の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されています。

長期貸付金は、主に関係会社に対するものであり、定期的に財務状況の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の調達であり、短期の国内市場の金利状況を反映した変動金利での資金調達を行っております。長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。このうち一部については、資金調達に係る金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、毎月及び適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります（重要性の乏しいものは省略しております）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円) (*1)	時価 (百万円) (*1)	差額 (百万円) (*1)
(1) 現金及び預金	28,179	28,179	—
(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金 貸倒引当金 (*2)	26,136 △1,226		
	24,909	24,909	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	3,032	3,032	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金 (*3)	4,619 △0		
	4,619	4,620	1
(5) 支払手形及び買掛金	(15,993)	(15,993)	—
(6) 電子記録債務	(14,200)	(14,200)	—
(7) 短期借入金	(14,720)	(14,720)	—
(8) 未払金	(6,959)	(6,959)	—
(9) 未払法人税等	(3,813)	(3,813)	—
(10) 長期借入金（一年内返済予定を含む）	(12,829)	(12,840)	(10)
(11) デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格等によっております。

(4) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積もりキャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

長期借入金及び金利スワップの特例処理の要件を満たし、金利スワップと一体として処理された長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(11) デリバティブ取引

金利スワップについては特例処理を採用しており、ヘッジ対象である長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	351
関係会社株式 子会社株式	1,061
関連会社株式	4,255

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,377円53銭

(2) 1株当たり当期純利益

184円45銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除するとともに、従業員持株信託が所有する当社株式(当連結会計年度末33,700株、期中平均68,177株)を含めて算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

当社は平成28年4月4日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及び具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社の発行済株式総数（自己株式を除く）の4.76%を保有する株主であるサノフィ株式会社は、財務構造強化によりキャッシュフローの最適化を図るというサノフィグループの方針に則り、保有する当社の全株式を売却する意向を示しました。

この意向を受け当社はこの機に、株主還元の一環として、自己株式を取得することといたしました。

(2) 自己株式に関する取締役会の決議内容

① 取得する株式の種類

当社普通株式

② 取得する株式の総数

2,846,800株（上限）

③ 取得する期間

平成28年4月5日

④ 取得価額の総額

7,000百万円（上限）

⑤ 取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

(3) 自己株式の取得結果

① 取得した株式の種類

当社普通株式

② 取得した株式の総数

2,846,800株

③ 取得日

平成28年4月5日

④ 取得価額

7,000百万円

⑤ 取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

日医工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 嗣 平 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 膳 亀 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日医工株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日医工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	100,023	流動負債	61,018
現金及び預金	26,886	支払手形	2,148
取得手形	3,348	電子記録債権	13,665
電子記録債権	1,364	買掛金	14,008
売掛金	21,077	短期借入金	13,200
商品及び製品	26,113	関係会社短期借入金	200
仕掛品	8,991	1年内返済予定の長期借入金	3,479
原材料及び貯蔵品	9,535	リース債権	918
前払費用	342	未払払金	6,318
繰延税金資産	1,438	未払法人税等	528
短期貸付金	100	未払引当金	3,592
関係会社短期貸付金	1,221	預り金	1,510
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	9	返品調整引当金	48
未収入金	1,416	与引当金	917
その他金	331	返済の他	482
貸倒引当金	△2,155	固定負債	13,195
固定資産	53,597	長期借入金	8,007
有形固定資産	31,993	リース債権	1,361
建物	14,764	再評価に係る繰延税金負債	219
構築物	801	退職給付引当金	3,103
機械及び装置	8,027	関係会社業損失引当金	482
車両及び運搬具	6	資産除去債	17
工具器具及び備品	995	その他	3
土地	4,435	負債合計	74,214
一ス資産	1,795	純資産の部	
建設仮勘定	1,168	株主資本	78,040
無形固定資産	6,063	資本金	19,976
のれん	255	資本剰余金	18,789
ソフトウエア	42	資本準備金	18,511
電話加入権	19	その他資本剰余金	277
リース資産	237	利益剰余金	40,671
無形固定資産仮勘定	2,747	利益準備金	366
その他	2,760	その他利益剰余金	40,305
投資その他の資産	15,541	特別償却準備金	55
投資有価証券	3,239	別途積立金	30,050
関係会社株式	6,751	繰越利益剰余金	10,200
長期貸付金	544	自己株式	△1,397
関係会社長期貸付金	4,102	自己株式申込証拠金	0
長期前払費用	51	評価・換算差額等	1,106
繰延税金資産	440	その他有価証券評価差額金	773
その他	499	土地再評価差額金	333
貸倒引当金	△89	新株予約権	260
資産合計	153,621	純資産合計	79,407
		負債純資産合計	153,621

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売上高		137,524
売上原価		85,701
売上総利益		51,822
返品調整引当金戻入額		22
差引売上総利益		51,844
販売費及び一般管理費		39,828
営業利益		12,016
営業外収益		
受取利息	107	
受取配当金	110	
その他	221	440
営業外費用		
支払利息	98	
支払手数料	81	
売上債権売却損	185	
為替差損	538	
創立50周年記念事業費	117	
その他	49	1,071
経常利益		11,385
特別利益		
投資有価証券売却益	3,678	3,678
特別損失		
固定資産処分損	25	
関係会社株式評価損	31	
長期前払費用除却損	760	
関係会社事業損失引当金繰入額	482	
その他	5	1,304
税引前当期純利益		13,760
法人税、住民税及び事業税	4,694	
法人税等調整額	△621	4,072
当期純利益		9,687

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本										自己株式	自己株式 申込証拠金	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益 準備金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金							
						特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	19,976	18,511	165	18,677	366	107	26,050	6,109	32,632	△1,543	-	69,743	
事業年度中の変動額													
特別償却準備金の 取						△52		52	-			-	
別途積立金の積立て							4,000	△4,000	-			-	
剰余金の配当								△1,648	△1,648			△1,648	
当期純利益								9,687	9,687			9,687	
自己株式の取得										△1		△1	
自己株式の処分			111	111						147	0	259	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）												-	
事業年度中の変 動 額 合 計	-	-	111	111	-	△52	4,000	4,091	8,038	145	0	8,296	
当 期 末 残 高	19,976	18,511	277	18,789	366	55	30,050	10,200	40,671	△1,397	0	78,040	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	2,899	321	3,220	137	73,101
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の 取					-
別途積立金の積立て					-
剰余金の配当					△1,648
当期純利益					9,687
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					259
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	△2,125	11	△2,113	123	△1,990
事業年度中の変 動 額 合 計	△2,125	11	△2,113	123	6,306
当 期 末 残 高	773	333	1,106	260	79,407

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

機械及び装置 2～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

販売権 10年

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、返品実績率により、その売買差益見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

会計基準変更時差異については15年で均等償却し、毎期の費用に計上しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定率法により翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

⑤ 関係会社事業損失引当金

関係会社に係る損失に備えるため、関係会社の財政状況等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却年数は10年であります。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によって処理しております。

(6) 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「販売権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「販売権」は891百万円であります。

(7) 追加情報

(「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の会計処理について)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(i) 取引の概要

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を平成23年7月より導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「日医工従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、設定後5年間にわたり「日医工従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)が取得する規模の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において、持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当社株式売却益相当額が信託残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき当社が弁済することになります。

(ii) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、同実務対応報告第20項の経過的な取扱いに従い、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(iii) 信託が保有する自社の株式に関する事項

①信託における帳簿価額は61百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

②期末株式数は33,700株であり、期中平均株式数は68,177株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式から除いております。

(8) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形及び売掛金

自己信託等に伴う流動化残高は次のとおりであります。

自己信託等に伴う流動化残高 1,681百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 974百万円

短期金銭債務 2,856百万円

長期金銭債務 1百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 29,150百万円

(4) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保に供している資産

建物 703百万円

土地 907百万円

現金及び預金（定期預金） 10百万円

合計 1,621百万円

上記に対応する債務

買掛金 24百万円

長期借入金 2,211百万円

合計 2,235百万円

(5) 偶発債務

保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

アクティブファーマ株式会社 1,347百万円

(6) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額を固定資産評価基準にしたがって割戻しすることによって、地価公示価格相当額を算出しております。

② 再評価を行った年月日 平成13年11月30日

③ 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △807百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高 1,445百万円

② 仕入高 15,135百万円

③ その他営業取引の取引高 836百万円

④ 営業取引以外の取引高 124百万円

(2) たな卸資産評価損

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、洗替え方式により算定したたな卸資産評価損247百万円が売上原価に含まれております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度期末株式数 (株)
自己株式 (注)				
当社が保有する普通株式	865,569	529	19,594	846,504
従持信託が保有する普通株式	97,000	—	63,300	33,700
合計	962,569	529	82,894	880,204

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加529株は、単元未満株式の買取り529株によるものであり、減少82,894株は、ストック・オプションの権利行使19,460株、単元未満株式の買増し請求による売却134株、従持信託から持株会への譲渡に伴う減少63,300株であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	947百万円
貸倒引当金	688百万円
賞与引当金	281百万円
未払事業税	257百万円
その他	698百万円

繰延税金資産小計	2,873百万円
評価性引当額	△234百万円

繰延税金資産合計 2,639百万円

再評価に係る繰延税金資産

土地再評価差額金	51百万円
評価性引当額	△51百万円

再評価に係る繰延税金資産合計 一百万円

再評価に係る繰延税金負債

土地再評価差額金	△219百万円
----------	---------

再評価に係る繰延税金負債合計 △219百万円

繰延税金負債

合併受入資産評価差額	△427百万円
その他有価証券評価差額金	△306百万円
その他	△26百万円

繰延税金負債合計 △760百万円

繰延税金資産の純額 1,659百万円

(2) 法人税率の変更等による繰延税金資産負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が127百万円、繰延税金負債が39百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が103百万円、その他有価証券評価差額金が16百万円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は11百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任	事業上の関係				
関連会社	Aprogen Inc.	22,925	バイオ医薬品の開発	35.6	—	資金の貸付	資金の貸付	3,845	関係会社 長期貸付金	3,845
							利息の受取	—	その他の 流動資産 (未収利息)	77
						開発業務委託	国際的権利 の購入	2,021	—	—

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該子会社を含む)	八尾倶楽部	10	ゴルフ場の経営	—	—	ゴルフ場施設の利用等	日医工女子オープンゴルフトーナメント開催に伴うゴルフ場施設の利用等	63	—	—

- (注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。
 2. 取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
 3. Aprogen Inc. への資金の貸付に対して、不動産担保の提供を受けております。
 4. 株式会社八尾倶楽部は、株式会社TAMURAがその議決権の100%を所有している同社の子会社であります。なお、株式会社TAMURAは、当社役員の田村友一がその議決権の100%を直接所有しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,324円21銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 161円97銭 |

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式数及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除するとともに、従業員持株信託が所有する当社株式（当事業年度末33,700株、期中平均68,177株）を含めて算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は平成28年4月4日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及び具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社の発行済株式総数（自己株式を除く）の4.76%を保有する株主であるサノフィ株式会社は、財務構造強化によりキャッシュフローの最適化を図るというサノフィグループの方針に則り、保有する当社の全株式を売却する意向を示しました。

この意向を受け当社はこの機に、株主還元の一環として、自己株式を取得することといたしました。

(2) 自己株式に関する取締役会の決議内容

① 取得する株式の種類

当社普通株式

② 取得する株式の総数

2,846,800株（上限）

③ 取得する期間

平成28年4月5日

④ 取得価額の総額

7,000百万円（上限）

⑤ 取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

(3) 自己株式の取得結果

① 取得した株式の種類

当社普通株式

② 取得した株式の総数

2,846,800株

③ 取得日

平成28年4月5日

④ 取得価額

7,000百万円

⑤ 取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

日医工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 嗣 平 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 膳 亀 聡 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日医工株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月9日

日医工株式会社 監査役会

常勤監査役	杉	好	人	Ⓜ
社外監査役	今	村	元	Ⓜ
社外監査役	堀	仁	志	Ⓜ
社外監査役	佐	藤	孝	Ⓜ

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、内部留保の確保に留意して財務体質の改善強化を進めるとともに、株主の皆様への適切な利益還元を継続することを利益配分の基本方針としております。このため、内部留保資金を有効活用して、医薬品の開発や新市場の開拓そして安定供給の為の設備投資に重点的に充当するとともに、業績に応じた利益配分を実施しております。

この方針のもと、第6次中期経営計画最終年度で公表の収益目標を達成したこともあり、普通配当13円30銭に特別配当3円40銭を加え、1株あたり16円70銭とさせていただきたいと存じます。

なお、剰余金の処分につきましては、上記方針に基づき以下のとおりにしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円70銭（普通配当13円30銭、特別配当3円40銭）

配当総額 998,929,672円

中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、当社普通株式1株につき金30円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月20日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 8,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 8,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社及び当社子会社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するとともに、条文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分です。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～3. (条文省略) (新 設) <u>4. ～5.</u> (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～3. (現行どおり) <u>4. 知的財産権の使用許諾、貸与及び譲渡</u> <u>5. ～6.</u> (現行どおり)

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	た むら ゆう いち 田 村 友 一 (昭和37年7月2日生)	平成元年4月 当社入社 平成2年2月 当社取締役経営企画室長 平成4年2月 当社取締役営業本部担当兼経営企画室長兼東京管理部長 平成6年2月 当社代表取締役専務営業本部担当兼経営企画室担当 平成12年2月 当社代表取締役社長（現任）	1,793,100 株
2	こん ごう じ とし のり 金 剛 寺 敏 則 (昭和26年11月7日生)	昭和46年5月 当社入社 平成10年1月 当社財務部長 平成13年12月 当社執行役員財務部長 平成16年2月 当社取締役財務担当兼財務部長 平成19年6月 当社取締役経営管理部門長 平成20年12月 当社常務取締役グループ管理担当 平成21年10月 当社常務取締役営業本部担当 平成22年6月 当社専務取締役営業本部長 平成23年2月 当社取締役専務執行役員営業本部長 平成26年6月 当社代表取締役専務執行役員営業本部統括担当兼 営業本部長 平成28年5月 当社代表取締役専務執行役員営業本部統括担当 (現任)	31,621 株
3	うら やま しゅう こう 浦 山 秀 好 (昭和25年6月12日生)	昭和48年7月 当社入社 平成11年12月 当社購買部長 平成14年7月 当社執行役員滑川工場長 平成18年2月 当社取締役生産担当兼生産部門長兼生産統括企画室長 平成21年12月 当社常務取締役生産本部長 平成22年6月 当社専務取締役生産本部長 平成23年6月 当社取締役専務執行役員生産本部長 平成25年2月 当社取締役専務執行役員超品質担当兼生産戦略担当 平成26年1月 当社取締役専務執行役員信頼性保証本部長兼日医 工富士工場設立準備室担当 平成26年3月 当社取締役専務執行役員超品質担当兼信頼性保証 本部・生産本部統括担当 平成26年4月 当社取締役専務執行役員安定供給管理責任者（信 頼性保証本部・生産本部統括担当） 平成26年6月 当社代表取締役専務執行役員安定供給管理責任者 （信頼性保証本部・生産本部統括担当）（現任）	20,493 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	あか ね けん じ 赤 根 賢 治 (昭和28年8月5日生)	昭和51年4月 株式会社北陸銀行入行 平成17年6月 同行金融公金部長 平成18年9月 当社入社 平成18年9月 当社総務部部长 平成18年12月 当社執行役員総務部長 平成19年3月 当社執行役員財務部長兼総務部長 平成20年12月 当社執行役員管理部部长兼財務部長 平成21年2月 当社取締役管理部部长兼財務部長 平成21年12月 当社取締役管理部部长 平成23年2月 当社取締役常務執行役員管理部部长 平成23年12月 当社取締役専務執行役員経営全般担当兼内部監査担当 平成25年4月 当社取締役専務執行役員社長室担当兼内部監査担当(現任)	23,226 株
5	かわ かみ たい ざん 河 上 大 山 (昭和28年12月23日生)	昭和52年3月 当社入社 平成13年12月 当社開発企画部長 平成15年12月 当社執行役員医薬開発部門長 平成20年6月 当社上席執行役員社長室長兼医薬開発部門長 平成21年2月 当社取締役社長室長兼医薬開発部部长 平成21年5月 当社取締役医薬開発部部长兼社長室兼国際企画部担当 平成21年12月 当社取締役流通安定推進部部长 平成22年6月 当社常務取締役流通安定推進部部长 平成22年12月 当社常務取締役社長室担当 平成23年2月 当社取締役常務執行役員社長室担当 平成25年4月 当社取締役常務執行役員経営企画室担当 平成26年3月 当社取締役常務執行役員経営企画部部长 平成27年4月 当社取締役常務執行役員購買部担当兼特命担当 平成27年10月 当社取締役常務執行役員調達部部长兼特命担当 平成28年4月 当社取締役常務執行役員特命担当(現任)	11,846 株
6	よし かわ たか ひろ 吉 川 隆 弘 (昭和27年3月8日生)	昭和50年4月 住友商事株式会社入社 平成17年4月 同社理事 ライフサイエンス部部长 平成22年10月 当社入社 平成22年10月 当社執行役員流通安定推進本部副部长 平成22年12月 当社上席執行役員企画部部长 平成23年2月 当社常務執行役員企画部部长 平成23年12月 当社常務執行役員開発・企画部部长 平成25年6月 当社取締役常務執行役員開発・企画部部长 平成28年4月 当社取締役常務執行役員調達部部长(現任)	13,733 株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
7	いな さかのぼる 稲坂 登 (昭和30年12月18日生)	昭和53年3月 当社入社 平成13年12月 当社業務部長 平成17年12月 オリエンタル薬品工業株式会社代表取締役(出向) 平成20年1月 当社執行役員業務部長 平成20年12月 当社執行役員営業本部副本部長兼業務部長 平成21年5月 当社上席執行役員購買部長 平成21年12月 当社上席執行役員財務部長 平成23年12月 当社常務執行役員管理本部長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長(現任)	15,254 株
8	たか ぎ しげ お 高木 繁雄 (昭和23年4月2日生)	昭和46年4月 株式会社北陸銀行入行 平成10年6月 同行取締役 平成14年6月 同行代表取締役頭取 平成15年9月 株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ(現株式会社ほくほくフィナンシャルグループ)代表取締役社長 平成23年2月 当社社外取締役(現任) 平成25年6月 株式会社北陸銀行特別顧問(現任) 平成25年11月 富山商工会議所会頭(現任) (重要な兼職の状況) 富山商工会議所会頭 株式会社北陸銀行特別顧問 北陸電力株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジー株式会社社外監査役	9,239 株
9	さか い ひで き 酒井 秀紀 (昭和37年9月19日生)	平成4年4月 日本学術振興会特別研究員 平成4年8月 富山医科薬科大学助手 平成8年9月 文部省長期在外研究員 平成10年5月 富山医科薬科大学助教授 平成17年2月 富山医科薬科大学薬学部教授 平成18年4月 富山大学大学院医学薬学研究部教授(現任) 平成25年10月 富山大学薬学部副学部長(現任) 平成26年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 富山大学大学院医学薬学研究部教授	－ 株

- (注) 1. 高木 繁雄及び酒井 秀紀の両氏は、社外取締役候補者であります。
2. 高木 繁雄氏は、長年金融機関で培った豊富な経験・知識を当社のコーポレート・ガバナンスに反映していただくため社外取締役として選任をお願いするものであります。

3. 酒井 秀紀氏は、大学教授として培った専門知識・見識等に基づく有用な意見をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありません。上記により社外取締役として、その職務を遂行していただけると判断しております。
4. 高木 繁雄氏は、平成25年6月に当社の主力銀行である株式会社北陸銀行（特定関係事業者）の代表取締役頭取を退任し、同行特別顧問に就任しております。当社は同行から資金の借入があり、また、同行は当社の大株主であります。高木 繁雄氏個人が当社との間に直接利害関係を有するものではありません。
なお、他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 高木 繁雄氏は現在は株式会社北陸銀行の特別顧問であります。平成25年6月21日まで代表取締役頭取として在任していた同行は、平成24年12月7日に北陸財務局より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。内容は、デリバティブを始めとする金融商品の販売等に係る業務運営の適切性を確保するため、経営管理態勢、内部管理態勢及び法令等遵守態勢の充実・強化を図ることでした。同氏は同行代表取締役頭取として日頃からコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置づけ、不正行為防止のための方策を役職員に徹底するよう指示しておりましたが、その指示が全員に徹底されていなかったものです。当該不祥事発生後は、全行的な法令等遵守意識の向上と相互牽制機能の充実・強化等の再発防止策を講じて、内部監査態勢の強化及び役職員の教育の充実等について指示するなど、その職責を果たしております。
6. 高木 繁雄及び酒井 秀紀の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれ社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって高木 繁雄氏が5年4ヶ月、酒井 秀紀氏が2年となります。なお、両氏の間では会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。
7. 高木 繁雄及び酒井 秀紀の両氏が社外取締役に就任した場合は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続し締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする予定であります。
8. 取締役候補者の所有する当社株式の数には、当社持株会における本人の持分を含めております。
9. 当社は、高木 繁雄及び酒井 秀紀の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの内容決定の件

当社は、平成24年2月28日開催の当社第47期定時株主総会において、当社の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が1円の新株予約権）制度を株主の皆様のご承認をいただき導入しております。

この度、新中期経営計画の達成の推進や、これまで以上に当社グループの業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度の見直し内容及び取締役の報酬額の改定をいたしたく、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬制度の見直し内容及び取締役の報酬額の改定については、次のとおりであります。

1. 株式報酬制度の見直しの内容

短期株式報酬型ストック・オプションは単年度の業績目標の達成を行使の条件とし、当期純利益を基準として決まる報酬枠を上限として割り当てております。

また、これまで導入しておりました中期株式報酬型ストック・オプションについては、平成28年5月10日付にて公表いたしました第7次中期経営計画において、激変する市場環境の中、中期的な売上高及び利益の数値目標の公表はしておりませんことから、短期インセンティブに一本化いたします。

短期株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の総数及び目的となる株式の総数は、これまでの短期・中期の株式報酬型ストック・オプションの合計としており、払込金額の算定方法、行使期間等の内容に変更はありません。

なお、長期株式報酬型ストック・オプションの内容について変更はありません。

新しい役員インセンティブ体系は次のとおりであります。

プランの名称	新制度	備考
短期インセンティブ (単年度業績)	権利行使価格1円の ストック・オプション	単年度業績目標の達成を権利行使の条件とする。
長期インセンティブ	権利行使価格1円の ストック・オプション	取締役、委任型執行役員、委任型理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日以内に行使可能

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価値に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

なお、各取締役への支給時期及び配分については取締役会にご一任願いたいと存じます。

短期インセンティブ（ストック・オプション）として発行する新株予約権の内容

単年度目標達成の場合付与いたします。

①新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び総数

新株予約権の個数は、12,000個を1年間の上限とします。目的となる株式の種類及び数は当社の普通株式120,000株を1年間の上限とします。新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます）は10株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割又は株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが適切な場合、当社は必要と認められる調整等を行うことがあります。

②新株予約権の払込価額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

④新株予約権を行使できる期間

割当日の翌日から3ヶ月以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、権利行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、相続による場合を除き原則として認めません。

⑥その他の新株予約権の内容等

上記の詳細及びその他の新株予約権の内容につきましては、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとします。

2. 取締役の報酬額の改定

当社は、平成24年2月28日開催の第47期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役のストック・オプション報酬額は、従来の取締役報酬額とは別枠にて短期及び中期株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額165百万円を上限として割り当てることについて承認いただいております。

この度、当社を取り巻く経営環境の変化への対応や、これまで以上に当社グループの業績向上や企業価値の向上を目的とする取締役の責任の増大を勘案し、現行の当期純利益水準を基準に設定した報酬限度額テーブルを適用する方法から、業績連動報酬枠を連結当期純利益の1.5%以内（百万円未満切り捨て）とする変動報酬に改定いたします。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く）は7名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から対象となる取締役は7名（社外取締役を除く）となります。

第5号議案 ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件
会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績への貢献に報いると共に、さらに業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任するものとする。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 100,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

1,000個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より平成33年9月30日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員に地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ 新株予約権者が当社の懲戒規程に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には行使することができない。
- ④ 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には行使することができない。
- ⑤ その他権利行使の条件は、平成28年6月17日開催の当社第52期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、これを認めないものとする。

(9) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

(12) 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年6月16日（木曜日）午後5時40分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

- イ. 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- ロ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

- ① ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

② PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader®または、Ver. 6.0 以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorer は米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader®および Adobe® Reader® は米国 Adobe Systems Incorporated の、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- ハ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- ニ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

イ. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

ロ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会会場ご案内図

富山県滑川市下梅沢205-1

日医工株式会社

開発品質管理センター（ハニカム棟）6階多目的ホール

電話 076-475-4774

